特別児童扶養手当　新規申請の手続きについて

〇新規申請について

・特別児童扶養手当の受給を希望される場合に提出してください。

・受給可否については、提出された診断書等を参考に静岡県が認定します。障がいの程度によっては認定されない可能性もありますので、ご了承ください。

〇提出書類

１．特別児童扶養手当認定請求書

２．対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（次のいずれか１つ）

①特別児童扶養手当認定診断書（作成日が申請日の当月 or 前月のもの）

②療育手帳Ａの写し

・次期判定年月までに 10 歳未満　→　判定日から２年以内

・次期判定年月までに 10 歳以上　→　判定日から３年以内

③身体障害者手帳の写し（一部の障がい・等級のみ）

（診断書が省略できるものについては２ページ目に記載します）

３．特別児童扶養手当振込先口座申出書

〇その他、下記に当てはまる方は別の書類が必要になりますので、沼津市役所障がい福祉課にお問い合わせください。

１．請求者・対象児童が外国人の場合

２．請求者と対象児童が別居の場合

３．対象児童の養育者が戸籍上の父母と異なる場合

４．対象児童に父母が揃っている際、所得の少ない方が請求者となる場合

５．請求者が被災者の場合

〇診断書が省略できる身体障害者手帳の障害名・等級

障害名	等級
視覚障害	３級以上
聴覚障害	３級以上
平衡機能障害	３級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	３級
肢体不自由（上肢）	３級以上
肢体不自由（下肢）	４級（の一部）以上
肢体不自由（体幹）	３級以上
脳原生運動機能障害	３級以上